

地域再生計画「NPO等との協働推進によるまちづくり」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>(1) 現状 (略)</p> <p>(2) 課題 (略)</p> <p>(3) 目標</p> <p>市民等の「協働」への参画を促進するとともに、支援室をNPO等と行政をつなぐ中間組織として有効に活用し、個々の団体ではとらえきれないより大きなテーマをとり上げて、協働事業へとステップアップさせ、本市における「協働」を実践していく。</p> <p>こうした取組を推進することにより、本市の基本構想で掲げる「人間を大切にすまち」の実現を目指す。</p> <p>【目標1】協働事業への市民参加の促進</p> <p>市民意識調査(市民3,000人を無作為抽出して実施するアンケート調査)において、協働事業への参加実績をもつ市民の割合を、現状(平成20年5月)の約16%から平成22年度末までに20%以上に向上させる。</p>	<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>(1) 現状 (略)</p> <p>(2) 課題 (略)</p> <p>(3) 目標</p> <p>市民等の「協働」への参画を促進するとともに、支援室をNPO等と行政をつなぐ中間組織として有効に活用し、個々の団体ではとらえきれないより大きなテーマをとり上げて、協働事業へとステップアップさせ、本市における「協働」を実践していく。</p> <p>こうした取組を推進することにより、本市の基本構想で掲げる「人間を大切にすまち」の実現を目指す。</p> <p>【目標1】協働事業への市民参加の促進</p> <p>市民意識調査(市民3,000人を無作為抽出して実施するアンケート調査)において、協働事業への参加実績をもつ市民の割合を、現状(平成20年5月)の約16%から平成22年度末までに20%以上に向上させる。</p>

【目標2】協働事業の創造

NPO等と連携して、市民のニーズや市民活動団体等からの事業提案と本市の業務活動をマッチングさせ、平成22年度末までに新たにまちづくりに関する協働事業を16事業立ち上げる。

(そのうち、平成21年度の支援措置において1事業立ち上げを目標)

(平成20年度実績)

新規事業として「市民のための防災学校2008」、「分譲マンション・木造住宅の耐震化についての啓発活動」等、計5事業立ち上げた。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(略)

削除

【目標2】協働事業の創造

NPO等と連携して、市民のニーズや市民活動団体等からの事業提案と本市の業務活動をマッチングさせ、平成22年度末までに新たにまちづくりに関する協働事業を15事業立ち上げる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(略)

5-3-1 基本方針に基づく支援措置(基本方針別表1)

(1) 支援措置名称及び番号

官民パートナーシップ確立のための支援事業[B2001]

(2) 実施主体

くにたちNPO活動支援室

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置名称及び番号

官民パートナーシップ確立のための支援事業[B2001]

(2) 実施主体

特定非営利活動法人 いきいき市民協働ネット

(3) 事業の概要

市内で活躍する幅広い分野の有能人材を活用し、地域の教え

(3) 事業の概要

市内で活動するNPOが参加している支援室では、行政との協働の実践として、個々の団体ではとらえきれないテーマをとり上げ、支援室全体として取り組むこととしており、頻発する大地震に鑑みて、平成19年度から防災をとり上げて、防災に関する情報収集やテーマに沿った様々な講座を開催してきた。

平成20年度のテーマを「災害時の自助」とし、本支援措置の活用により防災講座等を開催することとしており、参加した市民に防災知識を系統的に身に付けてもらい、防災に対する意識の向上を図る。

また、防災意識の高い市民を一人でも多く養成することにより、将来的にはそれらの人達が地域の防災リーダーとして活躍することを目指す。

たい人と学びたい人をつなぐイベントを開催する。事業の運営段階では、そのノウハウをもつ支援室からアドバイスを受ける。

語学・音楽・教養・スポーツ・伝統芸能などの共同学習やレッスンをしている地域のサークル・個人を募集し、生涯学習や地域コミュニティへの参加に意欲的な市民を対象として、活動紹介を中心に、両者が交接する機会を設ける。

そして、市民同士の活動を促すことにより、地域コミュニティ形成を目指す。

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

- (1) NPO等と行政との協働推進セミナー開催事業
「協働」をテーマにした市民向けセミナーを支援室が、職員向けセミナーを本市が実施し、市民の理解と関心を高め、「協働」への参画を促進する。
- (2) NPO等と行政との協働推進懇談会開催事業
本市とNPO等との懇談会を実施し、活動状況の情報交換や協働事業化の検討等を行う。
- (3) くにたちNPO・市民交流会開催事業
市民を対象としたイベント「くにたちNPO・市民交流会」を支援室と本市が協働で開催し、NPOの活動等の

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

- (1) NPO等と行政との協働推進セミナー開催事業
「協働」をテーマにした市民向けセミナーを実施し、市民の理解と関心を高め、「協働」への参画を促進する。
- (2) NPO等と行政との協働推進懇談会開催事業
NPO等との懇談会を実施し、活動状況の情報交換や協働事業化の検討等を行う。
- (3) くにたちNPO・市民交流会開催事業
市民を対象としたイベント「くにたちNPO・市民交流会」を支援室と本市が協働で開催し、NPOの活動等の

普及・啓発を行う。

(4) くにたちNPO活動支援室運営協働事業

NPOに対する情報提供、相談活動等を支援室と本市が協働で行い、NPO活動への支援を強力に推進する。また、支援室を協働事業の立ち上げ拠点として有効に活用していく。

(5) 市民のための防災学校（平成20年度官民パートナーシップ確立のための支援事業で行った取組を独自に継続）

市内で活動するNPOが参加している支援室において、本市との協働の実践として、防災講座等を開催する。支援室が事業の主体として企画・運営し、本市からは、職員の講師派遣、防災備蓄食料の提供、市広報紙でのPRなどを分担し事業を実施する。これらの講座を通じ参加した市民に防災知識を系統的に身に付けてもらい、防災に対する意識の向上を図る。

また、防災意識の高い市民を一人でも多く養成することにより、将来的にはそれらの人達が地域の防災リーダーとして活躍することを目指す。

6 ~ 8 (略)

普及・啓発を行う。

(4) くにたちNPO活動支援室運営協働事業

NPOに対する情報提供、相談活動や会議スペース貸与等の支援室の運営を支援室と本市が協働で行い、NPO活動への支援を強力に推進する。また、支援室を協働事業の立ち上げ拠点として有効に活用していく。

6 ~ 8 (略)